

令和元年11月22日提出

令和元年11月市議会定例会

議 案

〔 報告第19号、報告第20号
議案第67号～議案第83号 〕

島 田 市

目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第19号	専決処分の報告について（島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例）	1
報告第20号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	3

議案番号	件 名	ページ
議案第67号	令和元年度島田市一般会計補正予算（第3号）	4
議案第68号	令和元年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	8
議案第69号	令和元年度島田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	10
議案第70号	令和元年度島田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	12
議案第71号	令和元年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	14
議案第72号	令和元年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	16
議案第73号	島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第74号	島田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第75号	島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	20
議案第76号	島田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	21
議案第77号	島田市下水道条例の一部を改正する条例について	22
議案第78号	島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	23
議案第79号	島田市水道事業の設置等に関する条例及び島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	24
議案第80号	島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	26
議案第81号	指定管理者の指定について（島田市こども館）	28
議案第82号	指定管理者の指定について（島田市川根介護予防拠点施設）	29
議案第83号	指定管理者の指定について（しまだ音楽広場）	30

予 算 に 関 す る 説 明 書

議案番号	件 名	ページ
議案第67号	令和元年度島田市一般会計補正予算（第3号）	31
議案第68号	令和元年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	51
議案第69号	令和元年度島田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	58
議案第70号	令和元年度島田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	64
議案第71号	令和元年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	70
議案第72号	令和元年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	77

報 告

報告第19号

専決処分の報告について

島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和元年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第12号

専 決 処 分 書

島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月31日専決

島田市長 染 谷 絹 代

島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

（島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第1条 島田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年島田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

（島田市職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 島田市職員の給与に関する条例（平成17年島田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

（島田市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第3条 島田市職員等の旅費に関する条例（平成17年島田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改める。

（島田市職員の退職手当に関する条例等の一部改正）

第4条 次に掲げる条例の規定中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

- (1) 島田市職員の退職手当に関する条例（平成17年島田市条例第44号）第12条第1項第2号
- (2) 島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年島田市条例第164号）第15条第2項第2号
- (3) 島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年島田市条例第4号）第17条第2項第2号

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和元年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第13号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月31日専決

島田市長 染 谷 絹 代

和解等の 内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 甲（島田市）は、乙（●●●●）に対し、損害賠償額として55,022円を支払う。・ 乙は、損害賠償額の全額を受領した場合には、今後、何ら異議の申立て等をしない。
相手方 住 所	●●●●●●●●●●
相手方 氏 名	●●●●
事故発生 年 月 日	令和元年9月25日
事故発生 場 所	島田市金谷代官町3400番地
事 故 の 概 要	旧金谷庁舎の駐車場において、駐車するために後進した公用車が、後方の区画に駐車してあった相手方車両の後部に接触し、破損させたもの

一 般 会 計 予 算 書

令和元年度島田市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度島田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,155千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,079,267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和元年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,713,333	1,570	5,714,903
	2 国庫補助金	1,724,713	1,570	1,726,283
16 県支出金		3,123,305	5,479	3,128,784
	2 県補助金	1,220,635	5,367	1,226,002
	3 委託金	218,800	112	218,912
20 繰越金		678,886	24,106	702,992
	1 繰越金	678,886	24,106	702,992
歳入合計		43,048,112	31,155	43,079,267

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		226,532	716	227,248
	1 議会費	226,532	716	227,248
2 総務費		4,436,942	26,564	4,463,506
	1 総務管理費	3,296,914	17,204	3,314,118
	2 徴税費	447,730	206	447,936
	3 戸籍住民基本台帳費	167,094	7,739	174,833
	4 選挙費	85,798	698	86,496
	5 統計調査費	11,941	112	12,053
	6 監査委員費	37,212	605	37,817
3 民生費		13,349,285	2,708	13,351,993
	1 社会福祉費	5,454,673	3,540	5,458,213
	2 児童福祉費	6,563,320	△3,228	6,560,092
	3 生活保護費	684,303	2,396	686,699
4 衛生費		6,309,459	5,263	6,314,722
	1 保健衛生費	3,377,714	△1,774	3,375,940
	2 清掃費	2,931,745	7,037	2,938,782
6 農林業費		1,178,337	1,522	1,179,859
	1 農業費	905,087	4,094	909,181
	2 林業費	273,250	△2,572	270,678

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		1,101,649	30,228	1,131,877
	1 商工費	1,101,649	30,228	1,131,877
8 土木費		4,985,062	△24,811	4,960,251
	1 土木管理費	355,439	△8,927	346,512
	4 都市計画費	2,640,372	△13,257	2,627,115
	5 住宅費	203,354	△2,627	200,727
9 消防費		1,682,914	4,676	1,687,590
	1 消防費	1,682,914	4,676	1,687,590
10 教育費		4,988,145	△15,711	4,972,434
	1 教育総務費	459,959	2,343	462,302
	2 小学校費	1,701,815	△3,047	1,698,768
	3 中学校費	280,987	3,599	284,586
	5 社会教育費	980,671	5,161	985,832
	6 保健体育費	1,519,204	△23,767	1,495,437
歳 出	合 計	43,048,112	31,155	43,079,267

第2表 債務負担行為補正

1. 追 加

事 項	期 間	限 度 額
事務機器賃借料	令和2年度から 令和6年度まで	千円 7,267
市民活動中間支援委託	令和2年度	2,877
コミュニティバス運行管理委託	令和2年度	299,965
川根介護予防拠点施設管理運営委託	令和2年度から 令和4年度まで	19,156
後期高齢者人間ドック検診委託	令和2年度	300
こども館管理運営委託	令和2年度から 令和6年度まで	150,000
ごみ資源収集運搬委託	令和2年度	175,258
しまだ音楽広場管理運営委託	令和2年度から 令和6年度まで	37,500
スクールバス運行管理委託	令和2年度	23,839
小学校事務機器賃借料	令和2年度から 令和7年度まで	60,588
教員用教科書等購入	令和2年度	69,105
中学校事務機器賃借料	令和2年度から 令和7年度まで	21,384
中部学校給食センター配送委託	令和2年度から 令和5年度まで	103,418
南部学校給食センター調理等及び市内小中学校 配膳委託	令和2年度から 令和5年度まで	464,662

国民健康保険事業
特別会計予算書

議案第68号

令和元年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度島田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,721千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,197,717千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和元年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		799,572	△2,161	797,411
	1 一般会計繰入金	665,436	△2,161	663,275
8 国庫支出金		7,480	440	7,920
	1 国庫補助金	7,480	440	7,920
歳入合計		9,199,438	△1,721	9,197,717

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		158,928	△1,721	157,207
	1 総務管理費	143,904	△1,721	142,183
歳出合計		9,199,438	△1,721	9,197,717

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険人間ドック検診委託	令和2年度	千円 1,830

簡 易 水 道 事 業
特 別 会 計 予 算 書

議案第69号

令和元年度島田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度島田市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,039千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ652,973千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		79,904	△6,450	73,454
	1 一般会計繰入金	79,904	△6,450	73,454
3 繰越金		600	7,489	8,089
	1 繰越金	600	7,489	8,089
歳入合計		651,934	1,039	652,973

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		620,142	1,039	621,181
	1 総務管理費	620,142	1,039	621,181
歳出合計		651,934	1,039	652,973

公共下水道事業
特別會計予算書

議案第70号

令和元年度島田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度島田市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ547千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,088,327千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		595,171	△547	594,624
	1 一般会計繰入金	595,171	△547	594,624
歳入合計		1,088,874	△547	1,088,327

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		638,668	△547	638,121
	1 総務管理費	128,984	△547	128,437
歳出合計		1,088,874	△547	1,088,327

介 護 保 険 事 業
特 別 会 計 予 算 書

議案第71号

令和元年度島田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度島田市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,184千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,699,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和元年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,880,972	20,946	1,901,918
	2 国庫補助金	503,227	20,946	524,173
7 繰入金		1,379,149	△22,130	1,357,019
	1 一般会計繰入金	1,306,061	△1,184	1,304,877
	2 基金繰入金	73,088	△20,946	52,142
歳入合計		8,700,563	△1,184	8,699,379

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		239,493	△1,184	238,309
	1 総務管理費	188,879	△1,184	187,695
歳出合計		8,700,563	△1,184	8,699,379

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
高齢者等配食サービス事業委託	令和2年度	千円 17,758

介護サービス事業
特別会計予算書

議案第72号

令和元年度島田市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度島田市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,326千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,789千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		4,800	△2,326	2,474
	1 一般会計繰入金	4,800	△2,326	2,474
歳入合計		80,115	△2,326	77,789

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		57,537	△2,326	55,211
	1 総務管理費	57,537	△2,326	55,211
歳出合計		80,115	△2,326	77,789

条 例 そ の 他

議案第73号

島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年島田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「島田市長の選挙に限る。」を削る。

第7条中「（島田市長の選挙の場合に限る。）」を削る。

第9条中「島田市長」を「島田市議会議員又は島田市長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の島田市議会議員及び島田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される島田市議会議員及び島田市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第74号

島田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

島田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年島田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項及び第19条第4項中「3年」を「2年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の島田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条第3項又は第19条第3項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期について適用し、施行日の前日までに改正前の島田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第3項又は第19条第3項の規定により委嘱され、又は任命された委員の任期については、なお従前の例による。

議案第75号

島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例（平成20年島田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

議案第76号

島田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

島田市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年島田市条例第80号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 補則（第16条）」を
「第5章 災害弔慰金等支給審査委員会（第16条）
第6章 補則（第17条）」に改める。
第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

第16条 弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、島田市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) 学識経験者

(4) 市の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島田市下水道条例の一部を改正する条例について

島田市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市下水道条例の一部を改正する条例

島田市下水道条例（平成17年島田市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「こう配」を「勾配」に改める。

第10条第1項第4号アを次のように改める。

ア 工事業者（法人にあっては、代表者。以下この号において同じ。）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであること。

第10条第1項第4号イ中「（法人にあっては代表者）」を削り、同号に次のように加える。

カ 工事業者が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないものであること。

第10条第2項中「オまで」を「カまで」に改める。

第13条第1項中「に該当することとなったとき」を「若しくはカに該当することとなったとき（法人にあっては、当該法人の役員が同号ア又はカに該当することとなったときを含む。）」に改め、同条第2項第2号中「主たる」を「、主たる」に改める。

別表第1及び別表第2中「こう配」を「勾配」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の島田市下水道条例（以下「旧条例」という。）第14条の規定により行われた旧条例第8条第1項の指定の取消しの効力については、なお従前の例による。

議案第78号

島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

島田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年島田市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第6条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

第7条第1項第1号中「並びに」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第12条中「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第79号

島田市水道事業の設置等に関する条例及び島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

島田市水道事業の設置等に関する条例及び島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市水道事業の設置等に関する条例及び島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(島田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 島田市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年島田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「水道事業」を「事業」に改め、同条に次の1項を加える。

2 汚水を適正に排除し、又は処理するため、公共下水道事業を設置する。

第7条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び公共下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」を加え、同条に次の1項を加え、同条を第3条とする。

3 公共下水道事業の予定処理区域、計画処理人口及び計画下水量は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の事業計画において定める予定処理区域、計画処理人口及び計画下水量とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(地方公営企業法の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

別表中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

(島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 島田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年島田市条例第164号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島田市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第1条中「水道事業職員(島田市水道事業の設置等に関する条例)」を「上下水道事業職員(島田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例)」に、「第3条第1項」を「第4条第1項」に改める。

第2条第1項中「水道事業職員」を「上下水道事業職員」に改める。

第13条及び第14条中「水道事業」の次に「又は公共下水道事業」を加える。

第22条中「水道事業職員」を「上下水道事業職員」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年11月22日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島田市病院事業の設置等に関する条例（平成17年島田市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「市立島田市民病院」を「島田市立総合医療センター」に改める。

第4条第3項中「放射線科」を「放射線診断科、放射線治療科」に改める。

第5条、第6条第1項及び第3項並びに別表文書料の部中「市立島田市民病院」を「島田市立総合医療センター」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第4条第3項の改正規定 公布の日
 - (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定及び次項から附則第5項までの規定 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において企業管理規程で定める日（島田市職員の定年等に関する条例等の一部改正）
- 2 次に掲げる条例の規定中「市立島田市民病院」を「島田市立総合医療センター」に改める。
 - (1) 島田市職員の定年等に関する条例（平成17年島田市条例第22号）第3条
 - (2) 島田市休日急患診療所条例（平成17年島田市条例第96号）第2条の表
 - (3) 島田市病院事業管理者の給与に関する条例（平成23年島田市条例第3号）第5条第2項第2号
 - (4) 島田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年島田市条例第4号）第1条
（島田市医学生修学資金貸与条例の一部改正）
- 3 島田市医学生修学資金貸与条例（平成22年島田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市立島田市民病院」を「島田市立総合医療センター」に、「市民病院」を「センター」に改める。

第2条第2号並びに第8条第1項第1号及び第2項中「市民病院」を「センター」に改める。

（島田市看護師等修学資金貸与条例の一部改正）

- 4 島田市看護師等修学資金貸与条例（平成22年島田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市立島田市民病院」を「島田市立総合医療センター」に、「市民病院」を「センター」に改める。

第2条第2号及び第8条第1項第1号中「市民病院」を「センター」に改める。

（市立島田市民病院看護師の助産師免許の取得に対する修学資金貸与条例の一部改正）

- 5 市立島田市民病院看護師の助産師免許の取得に対する修学資金貸与条例（平成22年島田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島田市立総合医療センター看護師の助産師免許の取得に対する修学
資金貸与条例

第1条中「市立島田市民病院」を「島田市立総合医療センター」に、「市民病院」を「センター」に、「市立島田市民病院看護師の助産師免許の取得に対する修学資金」を「島田市立総合医療センター看護師の助産師免許の取得に対する修学資金」に改める。

第2条及び第8条第1項第1号中「市民病院」を「センター」に改める。

指定管理者の指定について

島田市こども館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

管理を行わせようとする施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
島田市こども館	浜松市東区和田町 708番地の1	東海ビル管理株式会社	令和2年4月1日 から令和7年3月 31日まで

指定管理者の指定について

島田市川根介護予防拠点施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

管理を行わせようとする施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
島田市川根介護予防拠点施設	島田市大津通2番の1	社会福祉法人島田市社会福祉協議会	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

指定管理者の指定について

しまだ音楽広場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和元年11月22日提出

島田市長 染 谷 絹 代

管理を行わせようとする施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
しまだ音楽広場	島田市本通五丁目 2番の2	株式会社まちづく り島田	令和2年4月1日 から令和7年3月 31日まで

一 般 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,713,333	1,570	5,714,903
16 県支出金	3,123,305	5,479	3,128,784
20 繰越金	678,886	24,106	702,992
歳入合計	43,048,112	31,155	43,079,267

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 議会費	226,532	716	227,248				716
2 総務費	4,436,942	26,564	4,463,506	1,059			25,505
3 民生費	13,349,285	2,708	13,351,993	5,623			△2,915
4 衛生費	6,309,459	5,263	6,314,722	367			4,896
6 農林業費	1,178,337	1,522	1,179,859				1,522
7 商工費	1,101,649	30,228	1,131,877				30,228
8 土木費	4,985,062	△24,811	4,960,251				△24,811
9 消防費	1,682,914	4,676	1,687,590				4,676
10 教育費	4,988,145	△15,711	4,972,434				△15,711
歳出合計	43,048,112	31,155	43,079,267	7,049			24,106

2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	222,532	947	223,479
2 民生費国庫補助金	152,519	623	153,142
計	1,724,713	1,570	1,726,283

(款)16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費県補助金	514,378	5,000	519,378
3 衛生費県補助金	20,417	367	20,784
計	1,220,635	5,367	1,226,002

(款)16 県支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	195,754	112	195,866
計	218,800	112	218,912

(款)20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	678,886	24,106	702,992
計	678,886	24,106	702,992

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1	総務管理費補助金	947	個人番号カード交付事務費補助金 947
3	生活保護費補助金	623	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 623

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2	児童福祉費補助金	5,000	子ども・子育て支援事業費補助金 5,000
1	保健衛生費補助金	367	若年がん患者等支援事業費補助金 367

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3	統計調査費委託金	112	農林業センサス委託金 112

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1	前年度繰越金	24,106	前年度繰越金 24,106

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	226,532	716	227,248				716
計	226,532	716	227,248				716

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,646,477	15,237	1,661,714				15,237
7 行政経営費	122,227	1,967	124,194				1,967
計	3,296,914	17,204	3,314,118				17,204

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	242,925	△4,794	238,131				△4,794
2 賦課徴収費	204,805	5,000	209,805				5,000
計	447,730	206	447,936				206

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	167,094	7,739	174,833	947			6,792
計	167,094	7,739	174,833	947			6,792

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 選挙管理委員会費	16,496	698	17,194				698
計	85,798	698	86,496				698

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	14	2 職員給与費	716
3 職員手当等	583	一般職	716
4 共済費	119		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	10,862	2 職員給与費	15,237
3 職員手当等	5,540	特別職	△51
4 共済費	△1,165	一般職	15,288
13 委託料	1,967	5 財政事務費	1,967
		財務会計システム運用経費	1,967

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△1,588	1 職員給与費	△4,794
3 職員手当等	△1,783	一般職	△4,794
4 共済費	△1,423		
23 償還金、利子及び 割引料	5,000	3 徴収事務費	5,000
		市税過誤納付金払戻金	5,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	3,605	1 職員給与費	6,792
3 職員手当等	1,735	一般職	6,792
4 共済費	1,579	2 戸籍住民基本台帳費	947
7 賃金	820	個人番号カード交付事務費	947

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	100	2 職員給与費	698
3 職員手当等	72	一般職	698
4 共済費	526		

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 統計調査費	11,941	112	12,053	112			
計	11,941	112	12,053	112			

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 監査委員費	37,212	605	37,817				605
計	37,212	605	37,817				605

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	290,288	9,211	299,499				9,211
7 国民健康保険費	665,436	△2,161	663,275				△2,161
8 介護保険費	1,306,061	△1,184	1,304,877				△1,184
9 介護サービス費	4,800	△2,326	2,474				△2,326
計	5,454,673	3,540	5,458,213				3,540

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	644,814	△8,228	636,586				△8,228
6 保育所費	131,122	5,000	136,122	5,000			
計	6,563,320	△3,228	6,560,092	5,000			△8,228

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	38,617	2,396	41,013	623			1,773
計	684,303	2,396	686,699	623			1,773

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	112	2 職員給与費 一般職	112 112

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	259	2 職員給与費 一般職	605 605
3 職員手当等	489		
4 共済費	△143		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	5,382	2 職員給与費 一般職	9,211 9,211
3 職員手当等	3,259		
4 共済費	570		
28 繰出金	△2,161	1 国民健康保険事業特別会計繰出金 国民健康保険事業特別会計事務費等繰出金	△2,161 △2,161
28 繰出金	△1,184	1 介護保険事業特別会計繰出金 介護保険事業特別会計職員給与費等繰出金	△1,184 △1,184
28 繰出金	△2,326	1 介護サービス事業特別会計繰出金 介護サービス事業特別会計繰出金	△2,326 △2,326

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△2,063	2 職員給与費 一般職	△8,228 △8,228
3 職員手当等	△2,572		
4 共済費	△3,593		
3 職員手当等	5,000	1 職員給与費 一般職	5,000 5,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	495	1 職員給与費 一般職	1,296 1,296
3 職員手当等	782		
4 共済費	19	2 生活保護事務費 生活保護事務費	1,100 1,100
13 委託料	1,100		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	274,534	3,941	278,475				3,941
4 保健推進費	104,937	735	105,672	367			368
8 簡易水道費	79,904	△6,450	73,454				△6,450
計	3,377,714	△1,774	3,375,940	367			△2,141

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	241,776	3,201	244,977				3,201
3 田代環境プラザ 運営費	1,023,552	△4,332	1,019,220				△4,332
6 し尿処理費	1,182,662	8,168	1,190,830				8,168
計	2,931,745	7,037	2,938,782				7,037

(款) 6 農林業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 農業総務費	165,232	4,094	169,326				4,094
計	905,087	4,094	909,181				4,094

(款) 6 農林業費

(項) 2 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 林業総務費	28,838	△2,572	26,266				△2,572
計	273,250	△2,572	270,678				△2,572

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	157,391	30,228	187,619				30,228

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	2,856	1 職員給与費	3,941
3 職員手当等	861	一般職	3,941
4 共済費	224		
20 扶助費	735	4 若年がん患者等支援事業	735
		若年がん患者等支援事業	735
28 繰出金	△6,450	1 簡易水道事業特別会計繰出金	△6,450
		簡易水道事業特別会計繰出金	△6,450

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	4,152	1 職員給与費	3,201
3 職員手当等	△875	一般職	3,201
4 共済費	△76		
2 給料	△2,538	1 職員給与費	△4,332
3 職員手当等	△1,261	一般職	△4,332
4 共済費	△533		
2 給料	5,560	1 職員給与費	8,168
3 職員手当等	1,332	一般職	8,168
4 共済費	1,276		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	463	1 職員給与費	4,094
3 職員手当等	3,710	一般職	4,094
4 共済費	△79		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△1,498	1 職員給与費	△2,572
3 職員手当等	△358	一般職	△2,572
4 共済費	△716		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	19,037	2 職員給与費	30,228
3 職員手当等	5,959	一般職	30,228

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1,101,649	30,228	1,131,877				30,228

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 土木総務費	355,439	△8,927	346,512				△8,927
計	355,439	△8,927	346,512				△8,927

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	188,145	△10,670	177,475				△10,670
4 公園管理費	170,775	△2,040	168,735				△2,040
7 公共下水道費	595,171	△547	594,624				△547
計	2,640,372	△13,257	2,627,115				△13,257

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 住宅総務費	67,058	△2,627	64,431				△2,627
計	203,354	△2,627	200,727				△2,627

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 防災費	177,986	4,676	182,662				4,676
計	1,682,914	4,676	1,687,590				4,676

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	189,559	2,343	191,902				2,343

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	5,232	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△5,149	1 職員給与費 △8,927
3 職員手当等	△1,521	一般職 △8,927
4 共済費	△2,257	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△7,544	2 職員給与費 △10,670
3 職員手当等	△734	一般職 △10,670
4 共済費	△2,392	
2 給料	△1,459	1 職員給与費 △2,040
3 職員手当等	△482	一般職 △2,040
4 共済費	△99	
28 繰出金	△547	1 公共下水道事業特別会計繰出金 △547 公共下水道事業特別会計繰出金 △547

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△760	1 職員給与費 △2,627
3 職員手当等	△1,424	一般職 △2,627
4 共済費	△443	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	1,105	2 職員給与費 4,676
3 職員手当等	2,599	一般職 4,676
4 共済費	972	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	948	1 職員給与費 2,343

(款)10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	459,959	2,343	462,302				2,343

(款)10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	588,563	△3,047	585,516				△3,047
計	1,701,815	△3,047	1,698,768				△3,047

(款)10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	207,911	3,599	211,510				3,599
計	280,987	3,599	284,586				3,599

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会教育総務費	336,113	5,161	341,274				5,161
計	980,671	5,161	985,832				5,161

(款)10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健体育総務費	280,113	△23,767	256,346				△23,767
計	1,519,204	△23,767	1,495,437				△23,767

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	1,647	特別職	△31
4 共済費	△252	一般職	2,374

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△1,912	1 職員給与費	△5,041
3 職員手当等	△2,101	一般職	△5,041
4 共済費	△1,028	2 小学校運営事業	1,994
18 備品購入費	1,994	小学校再編事業	1,994

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	1,797	1 職員給与費	2,474
3 職員手当等	358	一般職	2,474
4 共済費	319	2 中学校運営事業	1,125
18 備品購入費	1,125	中学校再編事業	1,125

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	1,982	2 職員給与費	5,161
3 職員手当等	3,667	一般職	5,161
4 共済費	△488		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△13,828	2 職員給与費	△23,767
3 職員手当等	△5,042	一般職	△23,767
4 共済費	△4,897		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	4	0	35,352	15,077 4.45	0	50,429	9,125	59,554	
	議 員	20	90,300	0	28,991 3.35	0	119,291	33,028	152,319	
	その他の 特別職	43	15,300	0	0	0	15,300	0	15,300	
	計	67	105,600	35,352	44,068	0	185,020	42,153	227,173	
補 正 前	長 等	4	0	35,352	15,077 4.45	0	50,429	9,207	59,636	
	議 員	20	90,300	0	28,991 3.35	0	119,291	33,028	152,319	
	その他の 特別職	43	15,300	0	0	0	15,300	0	15,300	
	計	67	105,600	35,352	44,068	0	185,020	42,235	227,255	
比 較	長 等	0	0	0	0 0	0	0	△ 82	△ 82	
	議 員	0	0	0	0 0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	△ 82	△ 82	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	625	0	2,428,746	1,857,600	4,286,346	772,655	5,059,001	
補正前	611	0	2,408,468	1,839,748	4,248,216	781,448	5,029,664	
比 較	14	0	20,278	17,852	38,130	△ 8,793	29,337	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	54,344	62,423	42,645	53,156	7,012	180,342	7,131
	補正前	52,827	64,019	41,381	52,026	7,746	155,808	7,131
	比 較	1,517	△ 1,596	1,264	1,130	△ 734	24,534	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
補正後	551,924	381,829	516,794					
補正前	558,953	383,063	516,794					
比 較	△ 7,029	△ 1,234	0					

※職員数は予算積算上の人数（特別職を除く。）

※職員手当には、児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	20,278	その他の 増 減 分	20,278	職員の異動等に伴う もの	
職員手当	17,852	その他の 増 減 分	17,852	管 理 職 当 手 1,517 扶 養 手 当 △ 1,596 住 居 手 当 1,264 通 勤 手 当 1,130 特 殊 勤 務 手 当 △ 734 時 間 外 勤 務 手 当 24,534 期 末 手 当 △ 7,029 勤 勉 手 当 △ 1,234	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	税 務 職	看護保健職
令和元年 10月 1日 現 在	平均給料月額 (円)	321,072	340,118	275,321	316,294
	平均給与月額 (円)	373,247	379,103	300,425	347,237
	平均年齢 (歳)	43.3	54.7	36.0	41.1
平成31年 1月 1日 現 在	平均給料月額 (円)	324,160	341,381	274,508	308,909
	平均給与月額 (円)	374,169	381,160	304,743	328,326
	平均年齢 (歳)	43.7	54.2	36.2	39.7

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		技能労務職		税 務 職		看護保健職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 元年 10月 1日 現在	1級	22	4.5			7	18.4		
	2級	69	14.0			7	18.4	5	29.4
	3級	97	19.7	15	19.0	10	26.2	4	23.5
	4級	133	27.1	58	73.4	5	13.2	3	17.6
	5級	72	14.7	6	7.6	5	13.2	2	11.8
	6級	45	9.2			2	5.3	1	5.9
	7級	43	8.8			2	5.3	2	11.8
	8級	10	2.0						
	計	491	100.0	79	100.0	38	100.0	17	100.0
平成 31年 1月 1日 現在	1級	24	5.0			6	15.8		
	2級	63	13.2			9	23.7	4	25.0
	3級	83	17.4	15	18.5	8	21.0	4	25.0
	4級	133	27.8	61	75.3	6	15.8	4	25.0
	5級	77	16.1	5	6.2	6	15.8	1	6.3
	6級	47	9.8			1	2.6	1	6.3
	7級	41	8.6			2	5.3	2	12.4
	8級	10	2.1						
	計	478	100.0	81	100.0	38	100.0	16	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一 般 行 政 職	事務員 技術員	書記 技手	主事 技師	主査 主任技師	係長	課長補佐	課長	部長

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年 度	千円	年 度	千円	千円	千円	千円	千円
事務機器賃借料 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	7,267			2~6	7,267				7,267
	補正後	7,267			2~6	7,267				7,267
市民活動中間支援 委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	2,877			2	2,877				2,877
	補正後	2,877			2	2,877				2,877
コミュニティバス運行 管理委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	299,965			2	299,965	42,315		40,501	217,149
	補正後	299,965			2	299,965	42,315		40,501	217,149
川根介護予防拠点 施設管理運営委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	19,156			2~4	19,156				19,156
	補正後	19,156			2~4	19,156				19,156
後期高齢者人間ドク ク検診委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	300			2	300			255	45
	補正後	300			2	300			255	45
こども館管理運営委 託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	150,000			2~6	150,000				150,000
	補正後	150,000			2~6	150,000				150,000
ごみ資源収集運搬委 託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	175,258			2	175,258				175,258
	補正後	175,258			2	175,258				175,258
しまだ音楽広場管理 運営委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	37,500			2~6	37,500				37,500
	補正後	37,500			2~6	37,500				37,500
スクールバス運行管 理委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	23,839			2	23,839				23,839
	補正後	23,839			2	23,839				23,839
小学校事務機器賃 借料 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	60,588			2~7	60,588				60,588
	補正後	60,588			2~7	60,588				60,588

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
教員用教科書等購 入 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	69,105			2	69,105				69,105
	補正後	69,105			2	69,105				69,105
中学校事務機器賃 借料 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	21,384			2～7	21,384				21,384
	補正後	21,384			2～7	21,384				21,384
中部学校給食セン ター配送委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	103,418			2～5	103,418				103,418
	補正後	103,418			2～5	103,418				103,418
南部学校給食セン ター調理等及び市内 小中学校配膳委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	464,662			2～5	464,662				464,662
	補正後	464,662			2～5	464,662				464,662
合 計	補正前	15,481,670		3,135,804		11,665,585	462,920	791,500	176,431	10,234,734
	補正額	1,435,319				1,435,319	42,315		40,756	1,352,248
	補正後	16,916,989		3,135,804		13,100,904	505,235	791,500	217,187	11,586,982

国民健康保険事業特別会計 予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	799,572	△2,161	797,411
8 国庫支出金	7,480	440	7,920
歳入合計	9,199,438	△1,721	9,197,717

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 総務費	158,928	△1,721	157,207	440		△2,161	
歳出合計	9,199,438	△1,721	9,197,717	440		△2,161	

2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	665,436	△2,161	663,275
計	665,436	△2,161	663,275

(款) 8 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	7,480	440	7,920
計	7,480	440	7,920

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	140,079	△1,721	138,358	440		△2,161	
計	143,904	△1,721	142,183	440		△2,161	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費等繰入金	△2,161	事務費等繰入金 △2,161

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	440	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 440

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△1,556	1 職員給与費 △2,161
3 職員手当等	111	一般職 △2,161
4 共済費	△716	2 一般管理事務費 440
13 委託料	440	一般管理事務費 440

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	16	0	57,400	29,643	87,043	18,187	105,230	
補正前	17	0	58,956	29,632	88,588	18,903	107,491	
比 較	△ 1	0	△ 1,556	11	△ 1,545	△ 716	△ 2,261	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	665	1,232	1,149	1,639	3,150	1	12,904
	補正前	639	1,247	746	1,255	3,000	1	13,515
	比 較	26	△ 15	403	384	150	0	△ 611
の 内 訳	区 分	勤 勉 手 当 (千円)						
	補正後	8,903						
	補正前	9,229						
	比 較	△ 326						

※職員数は予算積算上の人数

※職員手当には、児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 1,556	その他の 増 減 分	△ 1,556	職員の異動等に伴う もの	
職員手当	11	その他の 増 減 分	11	管 理 職 当 26 扶 養 手 当 △ 15 住 居 手 当 403 通 勤 手 当 384 時 間 外 勤 務 手 当 150 期 末 手 当 △ 611 勤 勉 手 当 △ 326	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	看護保健職
令 和 元 年 10 月 1 日 在 現	平均給料月額 (円)	279,850	327,400
	平均給与月額 (円)	328,908	397,012
	平均年齢 (歳)	38.2	44.4
平 成 31 年 1 月 1 日 在 現	平均給料月額 (円)	280,644	336,400
	平均給与月額 (円)	309,445	381,602
	平均年齢 (歳)	38.6	52.0

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		看護保健職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和元年 10月1日現在	1級	3	20.0		
	2級	3	20.0		
	3級	1	6.7		
	4級	4	26.6	1	100.0
	5級	3	20.0		
	6級				
	7級	1	6.7		
	8級				
	計	15	100.0	1	100.0
平成31年 1月1日現在	1級	2	12.5		
	2級	4	25.0		
	3級	2	12.5		
	4級	4	25.0	1	100.0
	5級	3	18.8		
	6級				
	7級	1	6.2		
	8級				
	計	16	100.0	1	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
国民健康保険人間 ドック検診委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	1,830			2	1,830				1,830
	補正後	1,830			2	1,830				1,830
合 計	補正前	51,661		3,200		45,661			43,661	2,000
	補正額	1,830				1,830				1,830
	補正後	53,491		3,200		47,491			43,661	3,830

簡易水道事業特別会計 予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	79,904	△6,450	73,454
3 繰越金	600	7,489	8,089
歳入合計	651,934	1,039	652,973

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	620,142	1,039	621,181			△6,450	7,489
歳出合計	651,934	1,039	652,973			△6,450	7,489

2 歳 入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	79,904	△6,450	73,454
計	79,904	△6,450	73,454

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	600	7,489	8,089
計	600	7,489	8,089

3 歳 出

(款) 1 事業費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	620,142	1,039	621,181			△6,450	7,489
計	620,142	1,039	621,181			△6,450	7,489

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△6,450	一般会計繰入金 △6,450

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	7,489	前年度繰越金 7,489

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
2 給料	△27	1 職員給与費 1,039 一般職 1,039
3 職員手当等	1,100	
4 共済費	△34	

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	3	0	13,705	8,197	21,902	4,435	26,337	
補正前	3	0	13,732	7,237	20,969	4,469	25,438	
比 較	0	0	△ 27	960	933	△ 34	899	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	316	952	72	553	450	1	3,480
	補正前	290	561	104	468	350	1	3,240
	比 較	26	391	△ 32	85	100	0	240
	区 分	勤勉手当 (千円)						
補正後	2,373							
補正前	2,223							
比 較	150							

※職員数は予算積算上の人数

※職員手当には、児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 27	その他の 増減分	△ 27	職員の異動等に伴う もの	
職員手当	960	その他の 増減分	960	管 理 職 当 26 手 当 扶 養 手 当 391 住 居 手 当 △ 32 通 勤 手 当 85 時 間 外 勤 務 手 当 100 期 末 手 当 240 勤 勉 手 当 150	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職
令和元年 10月1日 現在	平均給料月額 (円)	377,900
	平均給与月額 (円)	442,367
	平均年齢 (歳)	54.0
平成31年 1月1日 現在	平均給料月額 (円)	379,800
	平均給与月額 (円)	424,419
	平均年齢 (歳)	57.0

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
令和元年 10月1日現在	1級		
	2級		
	3級		
	4級	2	66.7
	5級		
	6級	1	33.3
	7級		
	8級		
	計	3	100.0
平成31年 1月1日現在	1級		
	2級		
	3級		
	4級	2	66.7
	5級		
	6級	1	33.3
	7級		
	8級		
	計	3	100.0

公共下水道事業特別会計 予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	595,171	△547	594,624
歳入合計	1,088,874	△547	1,088,327

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 下水道事業費	638,668	△547	638,121			△547	
歳出合計	1,088,874	△547	1,088,327			△547	

2 歳 入

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	595,171	△547	594,624
計	595,171	△547	594,624

3 歳 出

(款) 1 下水道事業費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	128,984	△547	128,437			△547	
計	128,984	△547	128,437			△547	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△547	一般会計繰入金 △547

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△991	1 職員給与費 △1,060
3 職員手当等	128	一般職 △1,060
4 共済費	△197	2 下水道事務費 513
8 報償費	513	下水道普及促進事業 513

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	12	0	46,840	26,114	72,954	15,136	88,090	
補正前	12	0	47,831	25,986	73,817	15,333	89,150	
比 較	0	0	△ 991	128	△ 863	△ 197	△ 1,060	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	1,283	1,562	1,903	1,558	1,230	1	10,970
	補正前	1,206	1,607	1,169	1,155	2,000	1	11,150
	比 較	77	△ 45	734	403	△ 770	0	△ 180
	区 分	勤 勉 手 当 (千円)						
補正後	7,607							
補正前	7,698							
比 較	△ 91							

※職員数は予算積算上の人数

※職員手当には、児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 991	その他の 増 減 分	△ 991	職員の異動等に伴う もの	
職員手当	128	その他の 増 減 分	128	管 理 職 当 77 手 当 扶 養 手 当 △ 45 住 居 手 当 734 通 勤 手 当 403 時 間 外 勤 務 手 当 △ 770 期 末 手 当 △ 180 勤 勉 手 当 △ 91	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員 1 人当たり給与

区 分		一般行政職
令和元年 10月1日 現在	平均給料月額 (円)	318,333
	平均給与月額 (円)	366,188
	平均年齢 (歳)	42.1
平成31年 1月1日 現在	平均給料月額 (円)	328,308
	平均給与月額 (円)	372,307
	平均年齢 (歳)	43.4

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
令和元年 10月1日現在	1級	1	8.3
	2級	2	16.7
	3級	1	8.3
	4級	4	33.4
	5級	1	8.3
	6級	2	16.7
	7級	1	8.3
	8級		
	計	12	100.0
平成31年 1月1日現在	1級		
	2級	3	25.0
	3級	1	8.3
	4級	4	33.4
	5級	1	8.3
	6級	2	16.7
	7級	1	8.3
	8級		
	計	12	100.0

介護保険事業特別会計 予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,880,972	20,946	1,901,918
7 繰入金	1,379,149	△22,130	1,357,019
歳入合計	8,700,563	△1,184	8,699,379

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 総務費	239,493	△1,184	238,309			△1,184	
4 地域支援事業費	444,792	0	444,792	20,946			△20,946
歳出合計	8,700,563	△1,184	8,699,379	20,946		△1,184	△20,946

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 保険者機能強化推進交付金	1	20,946	20,947
計	503,227	20,946	524,173

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	1,306,061	△1,184	1,304,877
計	1,306,061	△1,184	1,304,877

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付等支払準備基金繰入金	73,088	△20,946	52,142
計	73,088	△20,946	52,142

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	188,879	△1,184	187,695			△1,184	
計	188,879	△1,184	187,695			△1,184	

(款) 4 地域支援事業費

(項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	194,261	0	194,261	20,946			△20,946
計	223,401	0	223,401	20,946			△20,946

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険者機能強化推進 交付金	20,946	保険者機能強化推進交付金 20,946

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	△1,184	職員給与費等繰入金 △1,184

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険給付等支払準備 基金繰入金	△20,946	保険給付等支払準備基金繰入金 △20,946

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△1,132	1 職員給与費 △1,184 一般職 △1,184
3 職員手当等	809	
4 共済費	△861	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		2 通所型サービス事業 0 総合事業通所介護 0

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	21	0	79,418	44,807	124,225	25,556	149,781	
補正前	21	0	80,550	44,148	124,698	26,417	151,115	
比 較	0	0	△ 1,132	659	△ 473	△ 861	△ 1,334	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)
	補正後	1,570	1,812	2,176	2,017	6,600	1	18,044
	補正前	1,829	1,373	1,934	1,698	5,800	1	18,530
	比 較	△ 259	439	242	319	800	0	△ 486
	区 分	勤勉手当 (千円)						
補正後	12,587							
補正前	12,983							
比 較	△ 396							

※職員数は予算積算上の人数

※職員手当には、児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 1,132	その他の 増 減 分	△ 1,132	職員の異動等に伴う もの	
職員手当	659	そ の 他 の 増 減 分	659	管 理 職 当 手 当 △ 259 扶 養 手 当 439 住 居 手 当 242 通 勤 手 当 319 時 間 外 勤 務 手 当 800 期 末 手 当 △ 486 勤 勉 手 当 △ 396	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	看護保健職
令和元年 10月1日 現在	平均給料月額(円)	307,835	322,100
	平均給与月額(円)	350,425	386,426
	平均年齢(歳)	41.0	45.1
平成31年 1月1日 現在	平均給料月額(円)	315,153	315,700
	平均給与月額(円)	360,138	348,644
	平均年齢(歳)	41.6	42.6

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		看護保健職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和元年 10月1日現在	1級	1	5.9		
	2級	5	29.4	1	25.0
	3級	2	11.8		
	4級	3	17.6	2	50.0
	5級	3	17.6	1	25.0
	6級	1	5.9		
	7級	2	11.8		
	8級				
	計	17	100.0	4	100.0
平成31年 1月1日現在	1級	1	5.8		
	2級	4	23.5	1	25.0
	3級	2	11.8		
	4級	4	23.5	2	50.0
	5級	2	11.8	1	25.0
	6級	2	11.8		
	7級	2	11.8		
	8級				
	計	17	100.0	4	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国・県	地方債	その他	
		千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
高齢者等配食サービス事業委託 (令和元年度分)	補正前									
	補正額	17,758			2	17,758	4,381		11,632	1,745
	補正後	17,758			2	17,758	4,381		11,632	1,745
合 計	補正前	90,402				90,402	6,008		81,909	2,485
	補正額	17,758				17,758	4,381		11,632	1,745
	補正後	108,160				108,160	10,389		93,541	4,230

介護サービス事業特別会計 予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	4,800	△2,326	2,474
歳入合計	80,115	△2,326	77,789

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	57,537	△2,326	55,211			△2,326	
歳出合計	80,115	△2,326	77,789			△2,326	

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	4,800	△2,326	2,474
計	4,800	△2,326	2,474

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	57,537	△2,326	55,211			△2,326	
計	57,537	△2,326	55,211			△2,326	

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△2,326	一般会計繰入金 △2,326

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
2 給料	△197	1 職員給与費 △2,326 一般職 △2,326
3 職員手当等	△694	
4 共済費	△1,435	

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	8	0	29,391	14,992	44,383	8,302	52,685	
補正前	8	0	29,588	15,746	45,334	9,737	55,071	
比 較	0	0	△ 197	△ 754	△ 951	△ 1,435	△ 2,386	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	1	636	104	681	634	2,600	1
	補正前	1	668	104	645	672	2,600	1
	比 較	0	△ 32	0	36	△ 38	0	0

職員手当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	6,010	4,325
	補正前	6,640	4,415
	比 較	△ 630	△ 90

※職員数は予算積算上の人数

※職員手当には、児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 197	その他の 増 減 分	△ 197	職員の異動等に伴う もの	
職員手当	△ 754	そ の 他 の 増 減 分	△ 754	扶養手当 △ 32 通勤手当 36 特殊勤務 手 当 △ 38 期末手当 △ 630 勤勉手当 △ 90	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		看護保健職
令和元年 10月1日 現在	平均給料月額 (円)	304,268
	平均給与月額 (円)	341,809
	平均年齢 (歳)	45.6
平成31年 1月1日 現在	平均給料月額 (円)	303,666
	平均給与月額 (円)	347,536
	平均年齢 (歳)	44.5

ウ 級別職員数

区分	級	看護保健職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
令和元年 10月1日現在	1級		
	2級	4	50.0
	3級	3	37.5
	4級	1	12.5
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	計	8	100.0
平成31年 1月1日現在	1級		
	2級	4	50.0
	3級	2	25.0
	4級	2	25.0
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	計	8	100.0

